
令和7（2025）年度

栃木県医師修学資金貸与事業の手引き

【獨協医科大学における栃木県地域枠】

令和6（2024）年9月作成

※この手引には、修学資金の貸与内容や大学卒業後の勤務条件（返還免除の要件）など、栃木県地域枠に関する重要事項を記載しています。

また、本手引の内容が貸与契約の条件の一部となりますので、獨協医科大学栃木県地域枠入学試験を受験される方は、必ずお読みください。

栃木県 保健福祉部 医療政策課
（とちぎ地域医療支援センター）

目次

1	獨協医科大学における「栃木県地域枠」の概要	1
2	貸与について	1
	(1) 貸与対象者	1
	(2) 貸与金額	1
	(3) 貸与期間	1
	(4) 貸与手続	1
	(5) 貸与の中止	1
	(6) 貸与契約の解除	2
	(7) 貸与に関するQ&A	2
3	大学在学中について	2
4	大学卒業後について	2
	(1) 初期臨床研修	2
	(2) 公的医療機関等における勤務	3
	①勤務先	3
	②勤務先の決定	3
	③栃木県キャリア形成プログラム等の適用	3
	(3) 従事期間終了後	4
	(4) 公的医療機関等における勤務に関するQ&A	4
5	栃木県職員としての給与・服務	6
	(1) 給与	6
	(2) 服務	6
6	返還について（返還免除、返還猶予）	6
	(1) 返還の全額免除	6
	(2) 返還の一部免除	6
	(3) 返還	6
	(4) 返還の猶予	7
	(5) 返還に関するQ&A	7
7	提出書類一覧	8
8	条例・規則	10

1 獨協医科大学における「栃木県地域枠」の概要

栃木県地域枠は、地域の医師不足に対応するために医学部定員の臨時的な増加を図ったもので、将来、栃木県の地域医療に貢献しようとする志を持った学生を選抜することを目的としています。獨協医科大学医学部医学科における「栃木県地域枠」入学者に対しては、修学資金として授業料及び入学金に相当する額の一部を貸与し、大学卒業後、県内の公的医療機関等において医師として一定期間業務に従事するとその返還の債務が免除されます。

2 貸与について

(1) 貸与対象者

獨協医科大学医学部医学科（栃木県地域枠）に在学する学生で、将来県内の公的医療機関等において医師として医療に従事することを確約できる者

令和7（2025）年度募集人員（※大学が定員認可手続中であり、変更があり得ます）

入試形態	募集人員
学校推薦型選抜（指定校制（栃木県地域枠））	5名以内
栃木県地域枠（一般選抜（前期））	5名程度
合計	10名

(2) 貸与金額

授業料相当額 年額350万円

入学金相当額 上限100万円（ただし、入学した年度に限る。）

授業料相当額については、1か月当たりの貸与額を291,000円（4月分のみ299,000円）とし、3か月分を一括して、6月、7月、10月、1月の各月末に口座振込により交付します。また、入学金相当額については、6月に併せて交付します。なお、休日等により、振込日が前後することがあります。

(3) 貸与期間

原則、貸与決定の年の4月から大学を卒業する日の属する月まで

(4) 貸与手続

入学時に、栃木県知事宛てに貸与申請の手続を行います。その際、連帯保証人（独立の生計を営む者）2名が必要となります。その後、本県から貸与の決定が通知されることにより修学資金貸与の契約を結びます。

なお、貸与の手続は、年度ごとに行います。2学年時以降は、継続貸与の手続の一環として面接を行い、近況、学業成績や今後の計画等を確認しますが、特別な事情がない限り、原則として卒業まで継続して貸与します。ただし、学業成績及び健康状態等から卒業が難しいと思われる場合などは、貸与されない可能性もあります。

(5) 貸与の中止

貸与期間中に、大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間に係る修学資金の貸与を中止し、復学したときに貸与を再開します。

(6) 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、貸与契約が解除されます。貸与契約を解除されたときは、貸与を受けた額に年10%の割合で計算した利息を加えて一括返還していただくこととなります。

- ① 死亡したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 心身の故障のため、引き続き、大学医学課程に在学する見込みがなくなったとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ その他条例及び規則に定められた貸与の条件に違反したとき。(卒業後、医師国家試験に2年連続不合格となった場合など)
- ⑥ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(7) 貸与に関するQ & A

Q 1 栃木県医師修学資金と併用して他の奨学金の貸与を受けても構いませんか？

栃木県医師修学資金のように、返還免除等の要件として特定の地域や医療機関での就労が必要となる奨学金でなければ、併用は可能です。

Q 2 大学を留年した場合にも、継続して貸与を受けられますか？

大学の正規の修業年限の範囲内(最短の修業年限ではありません。)であれば、通常の継続貸与と同様の手続を経て、貸与を継続します。ただし、学業成績や健康状態等から卒業が難しいと思われる場合などは、貸与されない可能性もあります。

なお、返還の免除を受けるためには、留年期間も含めた総貸与期間の1.5倍の期間、県の指定する公的医療機関等で業務に従事することが必要です。

3 大学在学中について

大学在学中には、継続貸与手続の一環として(2学年生以上を対象に)毎年度4月に面接を行い、近況、学業成績や今後の計画等を確認します。この際、大学から前年度の成績について情報提供してもらいます。

また、例年、地域医療についての理解を深めるため、地域医療ワークショップなど、地域卒学生向けの行事を実施しています。

4 大学卒業後について

大学を卒業後、医師免許を取得した年の4月に栃木県職員として採用され、貸与を受けた期間の1.5倍の期間(初期臨床研修期間を含む)、県が指定する県内の公的医療機関等において、医師として業務に従事していただきます。

(1) 初期臨床研修

初期臨床研修は、獨協医科大学病院で受けていただきます。

(2) 公的医療機関等における勤務

初期臨床研修修了後は、県が医師の不足状況等を勘案して個別に指定する県内の公的医療機関等に派遣され、医師として業務に従事していただきます。

①勤務先

勤務先となる公的医療機関等とは、医療法第31条に規定する公的医療機関及びこれに準ずるものとして県の規則で定めるものをいいます。令和6（2024）年4月時点における対象医療機関を例示すると以下のとおりとなりますが、今後の情勢を踏まえ、変更する場合があります。

例1）公的医療機関

- ・ 済生会宇都宮病院（宇都宮市）
- ・ 新小山市民病院（小山市）
- ・ 栃木県立岡本台病院（宇都宮市）
- ・ 那須赤十字病院（大田原市）
- ・ 栃木県立がんセンター（宇都宮市）
- ・ 那須南病院（那須烏山市）
- ・ 栃木県立リハビリテーションセンター（宇都宮市）
- ・ 足利赤十字病院（足利市）
- ・ 上都賀総合病院（鹿沼市）
- ・ 佐野厚生総合病院（佐野市）
- ・ 芳賀赤十字病院（真岡市）
- ・ 上記のほか、佐野市、日光市及び那須烏山市立の診療所も公的医療機関に該当します。

例2）公的医療機関に準じるもの（災害拠点病院、へき地医療拠点病院又は地域医療支援病院）

- ・ 国立病院機構栃木医療センター（宇都宮市）
- ・ 自治医科大学附属病院（下野市）
- ・ 国立病院機構宇都宮病院（宇都宮市）
- ・ 獨協医科大学病院（下都賀郡壬生町）
- ・ 地域医療機能推進機構うつのみや病院（宇都宮市）
- ・ とちぎメディカルセンターしもつが（栃木市）
- ・ 獨協医科大学日光医療センター（日光市）
- ・ 国際医療福祉大学塩谷病院（矢板市）
- ・ 日光市民病院（日光市）
- ・ 佐野市民病院（佐野市）

②勤務先の決定

具体的な勤務先は、栃木県医師確保計画の内容及び地域の関係者との協議を踏まえながら、医師の地域偏在・診療科偏在の状況等を勘案して個別に決定します。

③栃木県キャリア形成プログラム等の適用

栃木県地域枠入学者には、大学に在学している期間は「栃木県キャリア形成卒前支援プラン」が、大学卒業後には「栃木県キャリア形成プログラム」が適用されることとなります。

ア キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランは、地域枠入学者などが、大学在学中から地域医療に関する意識の涵養を図り、将来地域医療に従事する際の具体的なキャリアを描けるよう支援をすることを目的として、都道府県が作成するものです。具体的な内容は県ホームページで確認してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/ishikakuho/documents/career_sotsuzen_pran.pdf

イ キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムは、医師の地域偏在・診療科偏在の解消と派遣される医師の能力開発・向上の両立を図ることを目的として、都道府県が策定するものです。「栃木県キャリア形成プログラム」では、地域医療に従事しながら、専門研修を行うことができるよう配慮することとしていますが、具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/ishikakuho/careerprogram.html>

(参考) 卒後9年間のイメージ

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
2年間 臨床研修		3年間 専門研修 (診療科によっては4年間)			4年間 地域医療に従事 (原則2年間で異動)			
獨協医科大学病院		基幹施設・連携施設(公的医療機関等) をローテート			公的医療機関等		公的医療機関等	

※このイメージは基本パターンであり、医師不足の状況や育児等の個人事情によっては、これによらない場合もあります。

(3) 従事期間終了後

公的医療機関等における従事期間が、返還免除に必要な期間に達したときは、県に修学資金返還免除申請書を提出し、県から返還免除の決定が通知されることにより、修学資金の返還が全額免除されます。

また、併せて、県職員を退職することとなりますが、2年間の上限に、県職員として継続勤務することも可能です。

(4) 公的医療機関等における勤務に関するQ&A

Q1 勤務先の決定に当たって、個人の事情に配慮してもらえますか？

地域枠制度の趣旨から、医師の地域偏在の状況などが優先されますが、毎年度、県との面談を実施し、本人の事情や希望を聴いた上で、勤務先を決定することとしています。

Q2 地域で勤務するに当たり、特に求められる診療科はありますか？

地域医療に特に関係の深い診療科としては、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科及び総合診療科の8科が挙げられます。

また、医師の働き方改革が進む中で地域医療を確保していく観点から、救急を含むプライマリケア等への対応も求められています。

Q3 選択できる診療科に制限はありますか？

地域枠制度の趣旨から、本県で不足する診療科に勤務していただくことを想定しており、各医療機関の状況や地域の医療需要などを考慮した上で具体的な勤務先を決定する必要がありますので、診療科の選択に当たっては、あらかじめ県に御相談いただくこととなります。

なお、いわゆるマイナー科(Q2以外の診療科)にあつては、以下の2点の観点から、その選択に一定の制限がかかることもありますので御留意ください。

- ①当該診療科の医師として派遣できる県内の公的医療機関等があるか。
- ②県内の公的医療機関等において、専門研修プログラムを修了できるか。

Q 4 出産や育児は可能ですか？

仕事と子育ての両立が図られるよう配慮します。育児のため休職しても、休職前後の勤務期間を通算して所定の期間に達すれば、貸与金の返還を免除します。

Q 5 公的医療機関等における勤務を一時中断し、大学院への進学、県外医療機関での研修・勤務や海外留学を行うことはできますか？

大学卒業後、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（いわゆる義務年限期間）は、県職員として公的医療機関等に勤務していただくこととなりますので、社会人大学院など、公的医療機関での勤務に支障がない範囲でのみ大学院への進学を行うことができます。

なお、県外医療機関での研修・勤務や海外留学を行うことはできません。

5 栃木県職員としての給与・服務

初期臨床研修中及び公的医療機関等での勤務中は、栃木県職員の身分を有した上で、県内の公的医療機関等に派遣されます。

(1) 給与

給与の額は、「職員の給与に関する条例」を始めとする、県の給与関係規程に基づき決定されます。初任給は令和6（2024）年4月現在288,100円（月額）であり、このほか支給要件に該当する場合、扶養手当、住居手当、通勤手当などの各種手当が支給されます。また、民間のボーナスに当たるものとして、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回支給されます。原則として年に1回、勤務成績に応じて昇給があります。

初期臨床研修を修了し、公的医療機関等での勤務を開始してからは、派遣先から給与を支給されることとなりますが、その場合の給与は県の給与と同等の額*が支給されます。また、給与の算定基礎に、令和6（2024）年4月現在354,200円の初任給調整手当相当額が加算されます。

※大学病院で専門研修を行っている間は、大学病院の給与規定に基づき支給。

(2) 服務

休暇、勤務時間等の服務については、原則として、勤務先（派遣先）の公的医療機関等の規程が適用されます。また、公務員ですので、原則として、いわゆるアルバイトはできません。

6 返還について（返還免除、返還猶予）

県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（初期臨床研修期間を含む。）に達したときは、修学資金の返還の債務の全部が免除されます。

(1) 返還の全額免除

次のいずれかに該当したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除します。

ア 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間（初期臨床研修期間を含む。）に達したとき。

イ 県内の公的医療機関等に医師として業務に従事している期間中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 返還の一部免除

ア 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、修学資金の返還の債務の一部が免除される場合があります。

イ 死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難と認められるときは、貸与を受けた修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除される場合があります。

(3) 返還

貸与契約が解除されたとき又は貸与期間が満了したときは、修学資金を一括して返還しなければなりません。ただし、返還の猶予を受けている間は、返還の必要はありません。返還の猶予に該当する事由は、「(4) 返還の猶予」に示すとおりです。

修学資金の返還に当たっては、貸与を受けた額に年10%の割合で計算した利息が加算されます。
また、修学資金の返還の必要が生じた場合において、返還期日までにこれを返還しなかったときは、延滞金（年14.6%）を支払わなければなりません。

(4) 返還の猶予

返還の事由が生じた場合において、一定の期間、返還が猶予されます。主な返還猶予の事由は、次のとおりです（該当事由ごとに、返還猶予を受ける手続が必要です）。

事 由	猶予期間
大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあっては、1年1月以内）に、臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合	卒業してから臨床研修を修了する日までの期間
臨床研修を修了した日の翌日から起算して1月以内に、医師として県が指定する公的医療機関等に勤務した場合	勤務した日から勤務しなくなった日までの期間
災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められる場合	知事が適当と認める期間

(5) 返還に関するQ & A

Q 1 医師国家試験に合格できなかった場合、修学資金を一括返還しなければなりませんか？

大学を卒業する年の国家試験に合格できなかった場合であっても、その翌年の国家試験に合格すれば、一括返還の必要はありません（卒業してから臨床研修を開始するまでの1年間について返還猶予が受けられます）。

なお、大学を卒業する年の翌年の国家試験に合格できない場合は、貸与を受けた額に所定の利息を加えて一括返還していただくことになります。

Q 2 返還猶予事由にある「災害、病気その他やむを得ない理由」とはどのようなケースですか？

災害や病気により、業務に従事できないとして休職する場合や、育児休業などが考えられますが、事例ごとに個別に判断することになります。

なお、これらの事由で猶予を受けている期間は、返還免除に必要な、公的医療機関等において業務に従事した期間には算入されません。

Q 3 貸与契約を解除し、修学資金を返還した場合、一般枠の学生と同様の扱いとなりますか？

地域枠は、地域の医師不足に対応するために、医学部定員の臨時的な増加を図り、一般枠とは別枠で入学者を選抜するものです。そのため、義務年限期間中に修学資金を返還することは、基本的に想定されていません。また、修学資金を返還したとしても、地域枠として入学した事実は残ります。

なお、正当な理由がなく修学資金を返還（地域枠から離脱）した場合、初期臨床研修及び専門研修の履修に当たって、一定の制限がかかる可能性がありますので御留意ください。

7 提出書類一覧

(提出書類の○の数字は、栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の別記様式番号を表します。)

i. 通常提出しなければならないもの

通常提出しなければならない書類については、提出時期に県から案内します。なお、下表に掲げる以外の書類の提出を求める場合があります。

	事 例	提出書類	備 考
1	修学資金の貸与申請をするとき (新規)	①修学資金貸与申請書 ②誓約書 ③推薦調書 ④身上調書	連帯保証人2名の印鑑証明書を添付してください。
2	修学資金の継続貸与申請をするとき (年度単位)	①修学資金貸与申請書 ②誓約書	連帯保証人が、前年度申請時の印鑑を変更したときは、変更後の印鑑証明書を添付してください。
3	大学を卒業したとき	⑪借用証書	
4	大学卒業後1月以内に臨床研修病院等で臨床研修を受けているとき	⑫修学資金返還等猶予申請書	
5	臨床研修を修了し、又は専門研修を終えた後1月以内に公的医療機関等の業務に従事したとき	⑫修学資金返還等猶予申請書	
6	全額返還免除に必要な期間、公的医療機関等の業務に従事したとき	⑬修学資金返還等免除申請書	

ii. 変更事項等がある場合は、提出しなければならないもの

変更事項等が生じた場合は、提出してください。

	事 例	提出書類	備 考
1	連帯保証人を変更するとき	⑤保証人変更届	変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。
2	本人又は連帯保証人の住所、氏名を変更したとき	⑧住所(氏名)変更届	連帯保証人が印鑑を変更したときは変更後の印鑑証明書を添付してください。

iii. その他提出しなければならないもの

以下に該当する場合は、速やかに県に連絡してください。

	事 例	提出書類	備 考
1	休学し、又は停学処分を受けたとき	⑥退学(休学・停学)届	
2	復学したとき	⑦復学届	
3	退学したとき	⑥退学(休学・停学)届 ⑪借用証書	契約を解除します。

4	心身の故障のため、引き続き、大学医学課程に在学する見込みがなくなったとき	⑪借用証書	契約を解除します。
5	貸与期間中に修学資金の貸与を辞退するとき	⑨修学資金貸与辞退届 ⑪借用証書	契約を解除します。
6	契約解除後、引き続き大学医学課程に在学するとき	⑫修学資金返還等猶予申請書	大学医学課程に在学していることを証する書類を添付してください（10日以内に提出）。
7	貸与期間中に本人が死亡したとき	⑩死亡届 ⑪借用証書	契約を解除します。 死亡の事実を証する書類を添付してください。 連帯保証人が提出してください。
8	業務従事期間中に本人が死亡したとき	⑩死亡届 ⑬修学資金返還等免除申請書（業務上の理由により死亡した場合のみ）	死亡の事実を証する書類を添付してください。 連帯保証人が提出してください。
9	貸与契約に定められた貸与の条件に違反したとき	⑪借用証書	契約を解除します。
10	貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき	⑪借用証書	契約を解除します。
11	やむを得ない理由により修学資金を返還することができないとき	⑫修学資金返還等猶予申請書	返還することが困難であることを証する書類を添付してください（10日以内に提出）。

※ 上記 i ～ iii のほか、県職員としての採用、退職等に伴う手続が必要になります。詳細については、その時期になりましたら、県から別途お知らせします。

8 条例・規則

栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）

（目的）

第1条 この条例は、大学医学課程に在学する学生に対し栃木県医師修学資金（以下「修学資金」という。）を、臨床研修病院等において臨床研修を受ける医師に対し栃木県医師研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与することにより、地域における医師の確保及び医療体制の充実を図り、もって県民の健康の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨床研修病院等 県内に所在する医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する病院（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第2号に規定する協力型臨床研修病院を除く。）をいう。
- (2) 臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (3) 専門研修 臨床研修を修了した医師の専門性に関する研修をいう。
- (4) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。
- (5) 大学医学課程 大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程をいう。
- (6) 公的医療機関等 県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関及びこれに準ずるものとして規則で定めるものをいう。

（貸与の対象）

第3条 修学資金の貸与の対象となる者は、大学医学課程に在学する学生で、将

来公的医療機関等において小児科、産科又は救急科の業務に医師として従事しようとするものとする。

2 前項に規定するもののほか、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図るため特に必要があると認められるときは、知事が指定する大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において医師として業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。

3 研修資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者であること。
- (2) 大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内（当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあっては、1年1月以内）に臨床研修病院等で臨床研修を受ける者であること。
- (3) 将来公的医療機関等において第1項に定める業務に医師として従事しようとする者であること。

（貸与額等）

第4条 修学資金の貸与の月額は、25万円（大学に入学した日の属する月にあっては、25万円に入学金に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）を加算した額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する学生に対する修学資金の貸与額は、知事が別に定める。

3 修学資金には、貸与を受けた日から大学を卒業する日の属する月の末日（第6条第2項の規定により結ばれた貸与契約が第8条第1項の規定により

解除された場合にあっては、当該解除の日）までの期間に応じ、当該貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息（以下「利息」という。）を付するものとする。

4 研修資金の貸与の月額は、25万円以内で知事が定める額とする。

5 第3項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「大学を卒業する日」とあるのは、「貸与期間が満了する日」と読み替えるものとする。

（貸与期間）

第5条 修学資金は、次条第2項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする。

2 研修資金は、次条第2項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から24月を限度として貸与するものとする。ただし、修学資金の貸与を受けた月数と通算して72月分を超えては貸与しないものとする。

（貸与契約等）

第6条 修学資金又は研修資金（以下「修学資金等」という。）の貸与を受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金等を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 第一項の保証人は、貸与契約の相手方（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（修学資金等の総額）

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合に

は、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金等の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第8条 知事は、借受者が修学資金等の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学し、又は臨床研修を中止したとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き、大学医学課程に在学し、又は臨床研修を受ける見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 貸与契約に定められた貸与の条件に違反したとき。
- (6) その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 知事は、修学資金の借受者が修学資金の貸与期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

3 前項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「休学し、又は停学の処分を受けた」とあるのは「臨床研修を休止した」と、「復学した」とあるのは「臨床研修に復帰した」と読み替えるものとする。

(返還等)

第9条 修学資金等及び利息は、前条第

1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務(以下「返還等債務」という。)の履行を猶予することができる。

(1) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が第8条第一項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から大学を卒業した日の属する月の末日までの期間

(2) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあっては、1年1月以内)に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間

(3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(同条第1項に定める業務に限る。)に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間

(4) 第3条第2項に係る借受者が臨床研修を修了し、又は専門研修を終え

た日の翌日から起算して1月以内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務に従事した場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間

(5) 第3条第2項に係る借受者が専門研修を受けている場合 当該専門研修を受けている期間(2年以内に限る。)

(6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間(返還等の免除)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。

(1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(第3条第1項に定める業務に係るものに限る。)に従事した期間(以下「第1号従事期間」という。)が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2) 前条第4号に掲げる場合に該当する場合で、その従事した期間に同条第2号に定める期間を加えた期間(以下「第2号従事期間」という。)が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。

(3) 第1号従事期間又は第2号従事期間(以下「従事期間」という。)中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、従事期間が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返還等債務の一部を免除することができる。

3 知事は、借受者が、死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められるときは、返還等債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第12条 借受者は、正当な理由がなくて、修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

2 研修資金は、平成18年4月1日以降に臨床研修病院等の内科、小児科又は産科における専門研修を新たに受ける者から貸与する。

(栃木県保健所等医師修学資金貸与条例の廃止)

3 栃木県保健所等医師修学資金貸与条例(昭和41年栃木県条例第5号)は、廃止する。

附 則 (平成19年条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第52号)

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に栃木県医師研修資金等貸与条例第6条第2項の規定により栃木県医師修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る修学資金の返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の栃木県医師研修資金等貸与条例(以下「旧条例」という。)第6条第2項の規定による栃木県医師研修資金(以下「研修資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る研修資金の返還、返還の猶予及び免除並びに遅延利息については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額並びに返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第28号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃

木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額並びに返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年条例第15号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の利息については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第13号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年条例第12号)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年栃木県規則第67号）

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公的医療機関等）

第2条 条例第2条第6号に規定する公的医療機関に準ずるものとして規則で定めるものは、次に掲げるものであって公的医療機関以外のものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（次号に掲げる病院を除く。）
 - (2) 災害拠点病院又はへき地医療拠点病院として知事が指定する病院
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める病院
 - (4) 公衆衛生に関する事務を分掌する栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）第3条に規定する本庁又は同規則第4条第1項に規定する出先機関
- （申請の手続）

第3条 条例第6条第1項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、修学資金等貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、栃木県医師修学資金の申請にあっては第4号及び第5号に掲げる書類を、栃木県医師研修資金の申請にあっては第2号に掲げる書類を、それぞれ、添付することを要しない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 推薦調書（別記様式第3号）
- (3) 身上調書（別記様式第4号）
- (4) 医師免許証の写し
- (5) 臨床研修（条例第2条第2号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書類（保証人）

第4条 条例第6条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営む成年の者2人とする。

2 借受者（条例第6条第3項に規定する借受者をいう。以下同じ。）は、保証人を変更するときは、保証人変更届（別記様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

（貸与等の通知）

第5条 条例第6条第2項の規定による貸与契約（以下「貸与契約」という。）の締結は、同条第1項の規定による申請をした者に通知することにより行うものとする。

2 知事は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（修学資金等の交付）

第6条 栃木県医師修学資金又は栃木県医師研修資金（以下「修学資金等」という。）は、3箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただし、条例第3条第2項の規定により栃木県医師修学資金を貸与するときその他特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

（退学届出等）

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書により知事に届け出なければならない。

- (1) 退学し、休学し、又は停学の処分を受けた場合 退学（休学・停学）届（別記様式第6号）
- (2) 臨床研修を中止又は休止した場合 臨床研修中止（休止）届（別記様式第6号の2）
- (3) 復学した場合 復学届（別記様式第7号）
- (4) 臨床研修に復帰した場合 臨床研修復帰届（別記様式第7号の2）
- (5) 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更があった場合 住所（氏名）変更届（別記様式第8号）

2 借受者は、修学資金等の貸与を辞退しようとするときは、修学資金等貸与辞退届（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

3 保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第10号）にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（貸与契約の解除等の通知）

第8条 知事は、条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除したとき又は同条第2項（同条第3項において準用

する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により修学資金等の貸与を休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。同条第2項の規定により修学資金等の貸与の休止を受けた者が、復学し、又は臨床研修に復帰したため、貸与を再開するときも、同様とする。

（借用証書）

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学資金等借用証書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除されたとき。
- (2) 条例第6条第2項に規定する貸与契約における貸与期間が満了したとき。

（返還等の猶予の申請）

第10条 借受者は、条例第10条の規定により修学資金等の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行の猶予を受けようとする場合は、猶予の事由が発生した日から10日以内に、修学資金等返還等猶予申請書（別記様式第12号）に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第10条第1号に掲げる場合 大学医学課程（条例第2条第5号に規定する大学医学課程をいう。）に在学していることを証する書類
- (2) 条例第10条第2号に掲げる場合（県の職員として臨床研修を受けている場合を除く。） 臨床研修を受けていることを証する書類
- (3) 条例第10条第3号に掲げる場合 業務（同号に規定する業務をいう。第16条において同じ。）の従事に関する計画書
- (4) 条例第10条第4号に掲げる場合（県の職員として業務に従事した場合を除く。） 業務に従事していることを証する書類
- (5) 条例第10条第5号に掲げる場合 専門研修（条例第2条第3号に規定する専門研修をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書類

(6) 条例第10条第6号に掲げる場合修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難であることを証する書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上返還等債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第11条 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務(条例第3条第1項又は第3項に係る借受者にあつては、同条第1項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。)に従事した期間(条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。)の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間(業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(一部免除することができる返還等債務の額)

第12条 条例第11条第2項の規定により一部免除することができる返還等債務の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

(1) 返還等債務の総額

(2) 返還等債務の総額から、業務に従事した期間を修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還等債務の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、2分の3を乗じて得た額

(返還等の免除の申請)

第13条 借受者は、条例第11条の規定により返還等債務の免除を受けようとするときは、修学資金等返還等免除申請書(別記様式第13号)に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が

あったときは、審査の上返還等債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(書類の提出)

第14条 知事は、修学資金等の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、成績証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(研修先変更届出等)

第15条 条例第10条第2号又は第5号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者(県の職員として臨床研修を受けている者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

(1) 臨床研修又は専門研修の研修先を変更した場合(次号に該当する場合を除く。) 研修先変更届(別記様式第14号)及び研修を受けていることを証する書類

(2) 臨床研修又は専門研修を中止し、若しくは休止し、又は県外の医療機関で受けることとなった場合 研修中止等届(別記様式第15号)

(就業届出等)

第16条 条例第10条第3号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者(以下「第3号猶予者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

(1) 業務に従事した場合 就業届(別記様式第16号)及び従事していることを証する書類

(2) 業務の従事先を変更した場合 業務従事先変更届(別記様式第17号)及び従事していることを証する書類

2 第3号猶予者は、第10条第3号に掲げる業務の従事に関する計画書に記載された事項を変更したときは、速やかに、変更後の業務の従事に関する計画書を知事に提出しなければならない。

(離職届出)

第17条 条例第10条第3号又は第4号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者は、業務に従事しなくなったときは、速やかに離職届(別記様式第18号)により知事に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金等の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 栃木県保健所等医師修学資金貸与条例施行規則(昭和41年栃木県規則第34号)は、廃止する。

附 則(平成19年規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第22号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師研修資金等貸与条例の一部を改正する条例(平成25年栃木県条例第41号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師研修資金等貸与条例の規定により栃木県医師研修資金を貸与する旨の契約を結んだ者及び同条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年規則第37号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成28年栃木県条例第28号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金

を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第28号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成30年栃木県条例第15号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第67号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第12号。以下「改正条例」という。）による改正後の栃木県医師修学資金等貸与条例（平成17年栃木県条例第83号）の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者及び同条例の規定により栃木県医師研修資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用するこ

とができる。

修学資金等貸与申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

(法定代理人) 住所

氏名

栃木県医師修学資金(栃木県医師研修資金)の貸与を受けたいので、栃木県医師修学資金等貸与条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 貸与を申請する栃木県医師修学資金等の区分（該当するものを○で囲むこと。）

(1) 大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金

(2) 知事が指定する大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金

(3) 栃木県医師研修資金

2 貸与申請額 月額（年額） 円
入学金に相当する額 円

3 貸与申請期間 年 月から 年 月まで（ 年度分）

4 振込口座番号 銀行 支店

口座番号
(フリガナ)
口座名義人

5 大学(研修病院)名

6 専攻科目名 (将来の進路とする診療科)

誓 約 書

私は、~~修学資金~~（~~研修資金~~）の貸与を受けるに当たり、~~学生~~（~~医師~~）としての本分を尽くすとともに、栃木県医師修学資金等貸与条例（以下「条例」という。）及び栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定並びに修学資金等貸与申請書に記載した事項を遵守することを誓約します。

なお、条例及び規則の規定並びに修学資金等貸与申請書に記載した事項に違反した場合には、貸与契約を解除されても異議ありません。

年 月 日

栃木県知事 様

（申請者）住所
氏名

年 月 日生

私どもは、上記申請者の保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

（保証人）住所
氏名

⑩

申請者との関係
電話番号

年 月 日生

（保証人）住所
氏名

⑩

申請者との関係
電話番号

年 月 日生

別記様式第3号（第3条関係）

推 薦 調 書

学部学年

学生氏名

上記の者は、栃木県医師修学資金等貸与条例第3条第1項（第2項）の規定に該当し、修学資金の貸与を受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

栃木県知事 様

大学所在地

大学名

学長氏名

印

電話番号

保 証 人 変 更 届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新保証人 住所
氏名
職業
生年月日 年 月 日生（ 歳）
本人との関係
電話番号

2 旧保証人氏名

3 変更の理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

栃木県知事 様

新保証人住所

新保証人氏名

印

栃木県医師修学資金（~~栃木県医師研修資金~~）については、借受者
てその債務を負担します。

と連帯し

退学（休学・停学）届

年 月 日

栃木県知事 様

大学名
貸与決定番号
住所
氏名
電話番号

次のとおり退学した（休学した・停学の処分を受けた）ので届け出ます。

- 1 退学（休学・停学）年月日 年 月 日
- 2 理由
- 3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで（ 箇月分）
合計 円借受け

上記のとおり退学した（休学した・停学の処分を受けた）ことを証明します。

年 月 日

大学所在地

大学名

学長氏名

印

別記様式第7号（第7条関係）

復 学 届

年 月 日

栃木県知事 様

大学名
貸与決定番号
住所
氏名
電話番号

年 月 日から復学したので届け出ます。

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

大学所在地

大学名

学長氏名

印

住所（氏名）変更届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

次のとおり住所（氏名）を変更したので届け出ます。

1 変更のあった者の氏名

2 新住所

新氏名

3 旧住所

旧氏名

4 変更理由

5 変更年月日

修学資金等貸与辞退届

年 月 日

栃木県知事 様

大学（~~研修病院~~）一名

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

保証人住所

氏名

電話番号

保証人住所

氏名

電話番号

次のとおり修学資金（~~研修資金~~）の貸与を辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで（ 箇月分）

合計 円借受け

別記様式第10号（第7条関係）

死 亡 届

年 月 日

栃木県知事 様

保証人住所

氏名

電話番号

次のとおり借受者が死亡したので届け出ます。

1 借受者氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 大学（~~研修病院~~）名

収入印紙
 貼 付

修学資金等借用証書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

保証人住所

氏名

⑩

電話番号

保証人住所

氏名

⑩

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例に基づき、下記金額を借用しました。

借受け期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)
借 用 金 額	円

記入上の注意

- 1 借用金額が、100万円を超え500万円以下のときは2,000円、500万円を超え1千万円以下のときは1万円、1千万円を超え5千万円以下のときは2万円の収入印紙を貼付し、消印すること。
- 2 消印は、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で行うこと。

修学資金等返還等猶予申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例第10条の規定により、次のとおり修学資金（~~研修資金~~）の返還の債務及び利息の支払の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

借 用 金 額	円		
借 受 け 期 間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)		
猶予申請の内容	猶 予 申 請 額	円	希 望 す る 猶 予 期 間 年 月から 年 月まで
	猶 予 申 請 の 理 由		
大学卒業（ 研修修了 ）後の状況	期 間	就 業 場 所	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

修学資金等返還等免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例第11条の規定により、次のとおり修学資金（~~研修資金~~）の返還の債務及び利息の支払の債務の免除を受けたいので申請します。

借 用 金 額		円	
借 受 け 期 間		年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)	
免除申請の内容	免 除 申 請 額	円	
	免 除 申 請 の 理 由		
大学卒業（ 研修修了 ）後の状況	期 間	就 業 場 所	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

<お問い合わせ先>

栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当（とちぎ地域医療支援センター）

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL : 028-623-3145 FAX : 028-623-3131 E-mail : tic@pref.tochigi.lg.jp